

議案第 27 号

北九州市文化財保護条例施行規則の一部改正等について

北九州市文化財保護条例施行規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和 7 年 10 月 23 日

北九州市教育委員会

教育長 太田 清 治

提案理由 北九州市文化財保護条例（昭和 45 年北九州市条例第 32 号）の一部改正に伴い、北九州市文化財保護条例施行規則（昭和 45 年北九州市教育委員会規則第 12 号）を改める必要等があるので、この議案を提出する。

北九州市文化財保護条例施行規則の一部改正等について

1 改正理由

本市において、「文化財保存活用地域計画」を作成するに当たり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、北九州市文化財保護条例を改正する（現在は、地方自治法を根拠に設置）。

そのため、条例改正とあわせて、北九州市文化財保護条例施行規則の一部改正及び北九州市文化財保護審議会規則を廃止するもの。

■「文化財保存活用地域計画」について

○根拠

- ・「文化財保存活用地域計画」とは、文化財の保存・活用に関して各市町村が目指す方向性や中長期的に取り組む内容を記載した、基本的な計画である。
- ・平成30年文化財保護法改正により、各自治体が計画を作成し、国の認定を申請できることとなった。
- ・本市においても昨年度策定した「北九州市文化芸術推進プラン」を踏まえ、整合性を図りながら「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組む。

○目的

- ・歴史・文化など地域の特性を踏まえ文化財を総合的に保存・活用することにより、地域振興や文化財の継承につなげる。

○策定スケジュール(案)

- ・令和7年度 計画策定に着手、協議会設置
- ・令和8年度 素案及び案の作成、文化財保護審議会の意見聴取
- ・令和9年度 各種関係団体との調整、パブリックコメント
- ・令和10年度 文化庁へ認定申請 → 認定予定

2 改正内容(詳細は別紙「規則改正文」のとおり)

○北九州市文化財保護条例施行規則

本則に、北九州市文化財保護審議会の運営等を追加

○北九州市文化財保護審議会規則

廃止

3 施行期日

令和7年11月1日

北九州市文化財保護条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市文化財保護条例施行規則の一部を改正する等の規則

(北九州市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市文化財保護条例施行規則(昭和 4 5 年北九州市教育委員会規則第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(北九州市文化財保護審議会の運営等)

第 1 0 条 条例第 4 3 条に規定する北九州市文化財保護審議会(以下この条において「審議会」という。)の庶務は、都市ブランド創造局において処理する。

2 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

(北九州市文化財保護審議会規則の廃止)

第 2 条 北九州市文化財保護審議会規則(昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 1 3 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

新	旧
<p><u>（北九州市文化財保護審議会の運営等）</u></p> <p><u>第10条</u> 条例第43条に規定する北九州市文化財保護審議会（以下この条において「<u>審議会</u>」という。）の庶務は、都市ブランド創造局において処理する。</p> <p><u>2</u> <u>前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。</u></p> <p>（申請書等の様式等）</p> <p><u>第11条</u> 略</p>	<p>（申請書等の様式等）</p> <p><u>第10条</u> 略</p>